

議 案 第 5 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年6月11日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る一部の審査手数料を引き上げるため。

## 松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第10第3項第5号ウ中「1,580,000円」を「1,590,000円」に改め、同号エ中「1,940,000円」を「1,950,000円」に改め、同号オ中「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。